

〈山形市からのお知らせ〉

山形 PA スマートインターチェンジの供用開始に伴い、 屋外広告物の規制地域が変更になります。

山形市内に建設中の「山形 PA スマートインターチェンジ」の供用開始に伴い、以下のとおり規制が変わりますので、屋外広告物を設置するにはご留意いただくようお願いいたします。


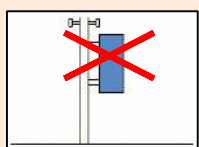

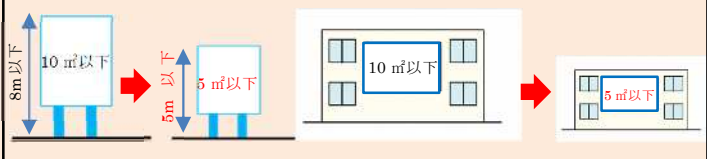
(1) 第2種特別規制地域に変更となる地域

山形 PA スマートインターチェンジから 3km 以内の一般国道及び県道の
両側 500m 以内の地域(都市計画法第7条に定める市街化区域を除く)

(2) 規制変更の対象となる一般国道及び県道

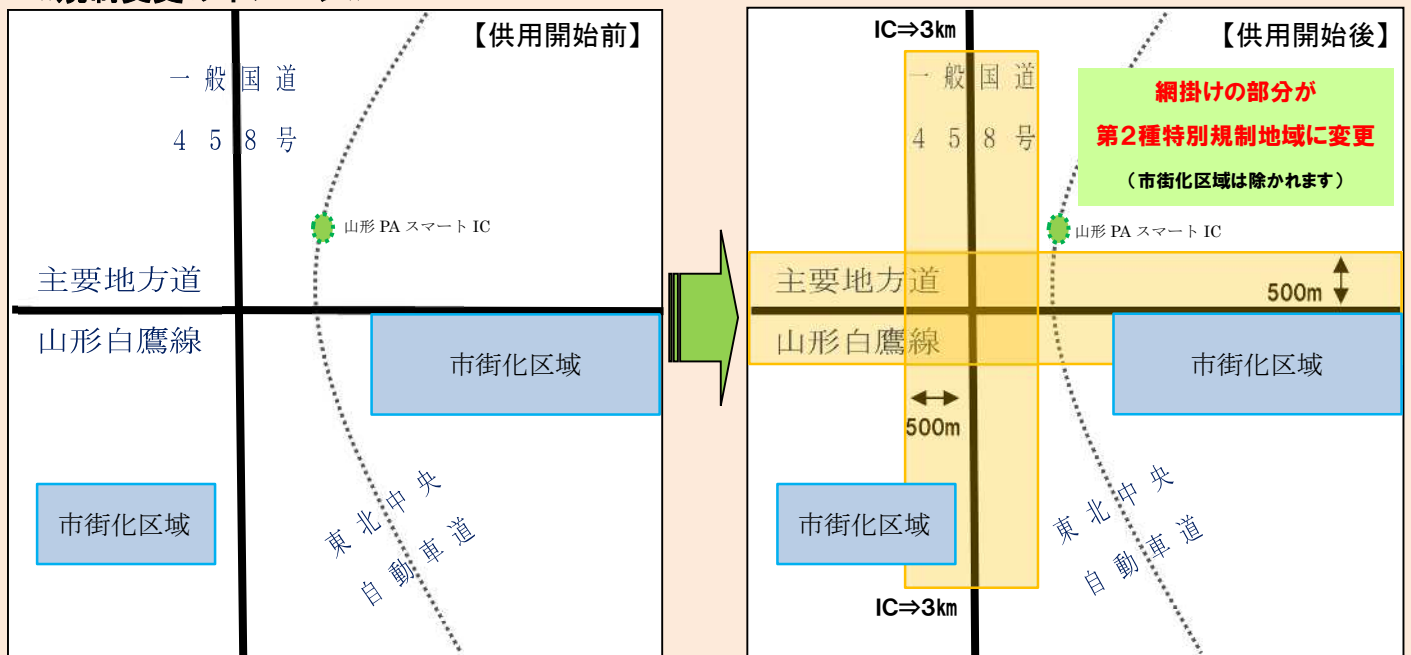
- ・一般国道458号
- ・主要地方道山形白鷹線(県道17号)

(3) 規制地域変更による影響

<p>①一般広告物は設置不可となります</p>  <p>※自家広告物および案内広告は可</p>	<p>②設置不可となる種類があります</p> <p>電力柱等利用広告：袖看板  屋上利用広告 </p>	<p>③建植広告や壁面利用広告等の面積や高さの制限が厳しくなります(種類ごとに設置基準があります)</p> 
---	---	---

※基準が変わるタイミングは、山形 PA スマートインターチェンジの供用開始日となります。既に設置している屋外広告物が規制の変更により基準に合わなくなった場合、直ちに是正する必要はありませんが、5年の経過措置期間内に改善や除却が必要となります。

《規制変更のイメージ》



※イメージ図となりますので、対象地域付近に屋外広告物を設置予定の場合は、下記の問合せ先にご連絡ください。

問合せ：山形市 まちなみデザイン課 屋外広告物係 (☎023-641-1212 内線：516)

詳しくは、山形市ホームページ [屋外広告物](#) で検索